



建築物防災週間のお知らせ



9月1日は「防災の日」です。この日は、大正12年9月1日の関東大震災、昭和34年9月の伊勢湾台風などをきっかけとして、昭和35年の閣議によって定められました。建築物防災週間は、建築物に関する防災意識の向上等、防災対策の推進を図るために毎年、全国一斉に**8月30日から9月5日**まで実施されています。

火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、建築物の防災について考えてみましょう。



●耐震診断・耐震改修工事を行いましょ

阪神・淡路大震災では、地震で亡くなった人の約8割が建築物の倒壊などが原因であったことから、建築物の耐震性能の重要性が明らかになりました。特に**昭和56年5月31日以前**に適用されていた建築基準法の古い耐震基準で建てられた建物は、耐震性が低く老朽化も進んでいます。

市では、平成18年6月から耐震診断・改修に対する補助を実施しています。一定の条件を満たせば、補助の対象となります。詳しくは建築指導課までお問い合わせください。

建築指導課窓口にて「木造住宅耐震相談」を開設しています！

茅ヶ崎市耐震改修推進協議会（愛称 茅ヶ崎たいあっぷ推進協議会）の一環として木造住宅耐震相談を受け付けています。

【場 所】市役所本庁舎3階 建築指導課窓口

【窓口対応時間】月曜日から金曜日 8時30分から17時まで（休日・年末年始を除く）

【相 談 員】市職員

【持 ち 物】建築確認の副本または間取り図



「なんでも相談員※」による「建築なんでも相談」は定期的を実施しています。
日程はホームページに掲載。

※ 神奈川県建築士事務所協会：茅ヶ崎・寒川支部から派遣された耐震診断士

●建築物の水災害対策を行いましょ

・台風や局地的豪雨は、大量の雨を短時間で降らせるため、河川の増水や堤防の決壊等の水害（浸水や洪水）が起こることがあります。

台風・大雨に備えよう（外部リンク）

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/life/bou_topic/flood.html



二次元コード

・近年の洪水被害を踏まえて、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を参考に、建築物における電気設備等の浸水対策を行いましょ。



二次元コード

建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（外部リンク）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000132.html

●既設エレベーターの維持管理について

令和7年2月神戸市でエレベーターの扉が開いたまま人が乗る「かご」がない状態で見つかり、男性が転落し命を落とすという痛ましい事故が発生しました。

所有者・管理者の皆様には、常日頃からエレベーターの維持管理に努めていただいておりますが、最新の基準で設置されていないエレベーターについては、安全装置（戸開走行保護装置等）を設置することが望ましいため、まだ設置されていない場合は、取り付けをご検討いただけますようお願いいたします。

また、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震・首都直下地震に備えるためにも、エレベーターの地震等の安全対策をお願いいたします。

令和6年1月の石川県能登地方を震源とする地震を踏まえ、エレベーターのかご内に、簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットの設置や、建物所有者等によるエレベーターの閉じ込めの救出に係る研修等に取り組んでいただきますようお願いいたします。それ以外の改修工事をされる場合は、事前にご相談ください。



●建築物に附属するブロック塀等の安全対策を行いましょう

地震による塀の倒壊は、死傷者を生じるおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障をきたすおそれがあり、その安全対策は極めて重要です。平成30年の大阪府北部を震源とする地震においては、大阪府内でブロック塀等が倒壊し、2名の犠牲者が発生しました。建築基準法令では、建築物に附属する塀について、構造安全性等の観点から基準を定めておりますが、基準に適合しないブロック塀等が、地震時に倒壊して大きな被害が発生することを防ぐため、建築物に附属するブロック塀等の安全対策を行いましょう。

市では、令和元年5月から危険な塀の撤去に対する補助を実施しています。一定の条件を満たせば、補助の対象となります。詳しくは建築指導課までお問い合わせください。

ブロック塀等の安全対策について（外部リンク）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockbei.html>



二次元コード

●屋根の強風対策を行いましょう

近年の台風被害を踏まえて、令和2年12月7日に建築基準法の告示基準（昭和46年建設省告示第109号）が改正され、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に準拠した「ガイドライン工法」が建築基準法の告示基準に位置付けられることとなりました。令和4年1月1日より、新築時の全ての建築物の屋根瓦を緊結する必要があります。既存住宅・建築物につきましても、屋根の耐風性能が十分でないおそれのある住宅・建築物は強風時に周囲の建築物に被害を及ぼすおそれがあるため、新たな告示基準に適合したものとなるように強風対策を行いましょう。

屋根ふき材に対する強風対策（外部リンク）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000146.html



二次元コード

【問い合わせ】

茅ヶ崎市役所 建築指導課 建築安全担当

電話 0467-81-7185（直通）

Mail kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

